

日税メールステーション 今月の経理情報

今回のテーマ： グループ法人税制 ～適格現物分配制度の創設～

平成22年10月1日以後、100%グループ内の子会社から親会社への現物分配は、「適格現物分配」として簿価で資産譲渡したものとされ、子会社で資産の譲渡益は課税されません。

1. 現物分配とは

法人が、株主に対して、剰余金の配当、資本の払戻し（資本剰余金の減少による剰余金の配当）、解散による残余財産の分配等の事由により、金銭以外の資産を交付することをいいます。交付資産の種類については、税法上の制限はありません。

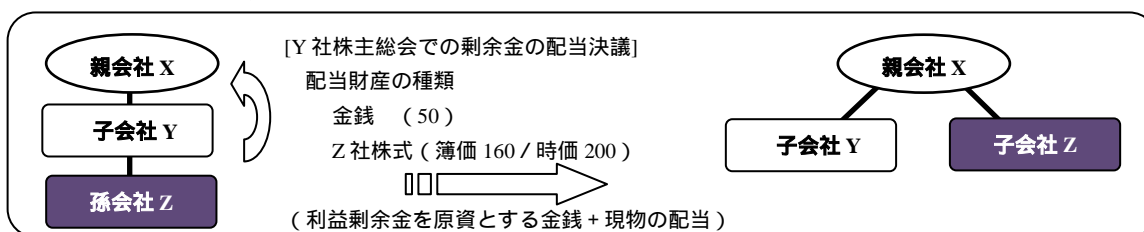
2. 適格現物分配とは

現物分配のうち、次のような100%グループ内の内国法人間の現物分配をいいます。

現物分配法人（子会社・資産を移転する法人）	被現物分配法人（親会社・資産の移転を受ける法人）
内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）	現物分配の当事者である株主が、現物分配の直前において現物分配法人との間に完全支配関係がある内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）のみ

現物分配を受ける株主が複数の場合には、その株主のうち1人でも要件を満たさない株主（オーナー個人・外国法人・公益法人等）が含まれるときは、その現物分配全体が適格現物分配に該当しないこととなります。

3. 適格現物分配の具体例 孫会社株式の現物配当による孫会社の子会社化



		適格現物分配の場合		非適格現物分配の場合	
子会社 Y		繰越利益剰余金 210	現預金 40 預り源泉所得税 10 Z社株式 160	繰越利益剰余金 250	預り源泉所得税 50 Z社株式 160 株式譲渡益 40
親会社 X	金銭配当部分	現預金 40 仮払税金 10	受取配当金 50 <受取配当等の益金不算入(完全子法人)>	現預金 40 仮払税金 10	受取配当金 50 <受取配当等の益金不算入>
	現物配当部分	Z社株式 160	受取配当金 160 <適格現物分配に係る益金不算入> 適格現物分配に係る源泉所得税は不要	Z社株式 200 仮払税金 40	受取配当金 200 <受取配当等の益金不算入> 現預金 40

お見逃しなく！

- 剰余金の配当については、会社法等の規制に従い、剰余金の分配可能額の範囲内で行うこと、複数株主への分配の際には各株主の保有株式数に比例して資産を分配することが必要です。
- 親子会社間の支配関係が5年以下等の一定の適格現物分配には、親会社での欠損金の使用制限（移転資産の含み益相当額まで親会社の青色欠損金を利用不可とする）等の措置が課されます。